

3 委員会別の成立した法律・条約等の要旨及び本会議

○内閣委員会

• 内閣提出法律案（七件）

番号	件名	議院	備考
75	65		
案 行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律案	国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案		
ク	衆	院議先	
三、一五	三、八	月提日出	
(予) 四、一二	(予) 三、八	委員会付託	参
可 決	可 決	委員会議決	議
可 決	可 決	本会議議決	院
四、二五	四、二三	委員会付託	衆
四、二六	四、二四	本会議議決	議
四、九	三、八	委員会付託	院
四、二三	四、一六	委員会議決	
四、二三	四、一八	本会議議決	

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第二号)

要旨

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成二年八月七日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の給与について、人事院勧告どおりの改定を行うとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、全俸給表の全俸給月額を引き上げる（平均引上額一万二百九十二円）。
- 二、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額の限度額を二十六万五千円（現行二十五万五千円）に引き上げる。
- 三、住居手当の支給月額の限度額を一万三千円（現行二万一千円）に引き上げる。
- 四、期末手当の支給割合を三月期〇・五五月分（現行〇・五月分）、六月期一・六月分（現行一・五月分）、一二月期二・〇月分（現行一・九月分）にそれぞれ引き上げるとともに、係長級以上の職員の期末手当及び勤勉手当の算定基礎額について、官職の職制上の段階、職務の級

等を考慮した区分に応じ、俸給及び調整手当の月額の合計額の一〇%以内の額を加算する措置を導入する。

五、非常勤の委員、顧問、参与等に対する手当の支給限度額を日額三万千百円（現行二万九千六百円）に引き上げる。

六、通勤による災害を受けた職員の給与上の取扱いを公務上の災害を受けた場合と同様とするよう改める。

七、本法律は、公布の日から施行し、平成二年四月一日から適用する。ただし、通勤による災害を受けた職員の給与上の取扱いに関する改正規定等は、平成三年一月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました給与関係三法律案につきまして御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、本年八月の給与についての人事院勧告を完全実施しようとするものであります。

その内容は、一般職の職員の給与について全俸給月額、住居手当及び初任給調整手当を本年四月から引き上げるとともに期末手当の支給割合の引き上げ並びに期末・勤勉手

当に役職段階別加算措置を導入する等の改正を行おうとするものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に準じて、その俸給月額の改定を行おうとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、給与改善見込み額の当初予算計上問題、期末・勤勉手当に役職段階別加算措置を導入する理由、完全週休二日制の実施方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わつた後、日本共産党の吉川理事より、一般職員給与法改正案に対し、期末・勤勉手当に役職段階別加算措置を導入する改正規定を削り、期末手当の支給割合を引き上げる修正案が提出されました。

次いで、討論の後、順次採決の結果、修正案は否決され、一般職員給与法改正案は全会一致をもつて、特別職員給与法改正案及び防衛庁職員給与法改正案はそれぞれ多数をもつて、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第三号）

要旨

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定等を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、内閣総理大臣、国務大臣、内閣法制局長官、政務次官その他の俸給月額を引き上げる。

二、大使及び公使の俸給月額を引き上げる。

三、秘書官の俸給月額を引き上げる。

四、委員会の常勤委員及び非常勤委員の日額手当の支給限度額をそれぞれ引き上げる。

五、期末手当及び勤勉手当の算定基礎額について、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当に関する加算措置と同様の措置を講ずる。

六、国際花と緑の博覧会政府代表の俸給月額を引き上げる。

七、本法律は、公布の日から施行し、平成二年四月一日か

ら適用する。

委員長報告

五四ページ参照

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第四号)

の措置を講ずる。

五、通勤による災害を受けた職員の給与上の取扱いを公務上の災害を受けた場合と同様とするよう改める。

六、本法律は、公布の日から施行し、平成二年四月一日から適用する。ただし、通勤による災害を受けた職員の給与上の取扱いに関する改正規定等は、平成三年一月一日から施行する。

要旨

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定しようとするものであって、

その主な内容は次のとおりである。

一、参事官等俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて引き上げる。

二、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に支給する学生手当の月額を八万四千五百円（現行七万四千八百円）に引き上げる。

三、營舎外居住を許可された自衛官に支給する營外手当の月額を六千六六十円（現行六千三百三十円）に引き上げる。

四、期末手当及び勤勉手当の算定基礎額について、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当に関する加算措置と同様

委員長報告

五四ページ参照

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第九号）

要旨

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額及び各種加算額等を増額することにより、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図ろうとするものであって、その主な内容は、次のとおりである。

一、恩給年額の計算の基礎となっている仮定俸給年額を、平成二年四月分以降、三・七一%引き上げる。

二、普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、平成三年四

月分以降、三・七二%引き上げる。

三、公務関係扶助料の最低保障額を、平成三年四月分以降、三・七二%引き上げる。また、公務関係扶助料に係る遺族加算の年額を、同月分以降、十一万四千七百円（現行十一万四百円）に引き上げる。

四、傷病恩給の基本年額を、平成三年四月分以降、三・七二%引き上げる。

五、傷病者遺族特別年金の基本年額を、平成三年四月分以降、三・七二%引き上げる。また、傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の年額を、同月分以降、六万八千三百円（現行六万四千三百円）に引き上げる。

六、普通扶助料に係る寡婦加算の年額を、平成三年四月分以降、扶養遺族である子を一人以上有する妻にあっては二十三万六千三百円（現行二十二万九千二百円）に、扶養遺族である子を一人有する妻及び扶養遺族である子を有しない六十歳以上の妻にあっては十三万五千円（現行十三万九百円）に、それぞれ引き上げる。

七、本法律は、平成三年四月一日から施行する。

申し上げます。

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図るために、恩給年額及び各種恩給の最低保障額を、本年四月分から、三・七二%引き上げるとともに、寡婦加算及び遺族加算についても、その額を、本年四月分から、それぞれ引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、恩給改定方式、戦後処理問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致もつて、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、全会一致をもつて附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

運輸省設置法の一部を改正する法律案（閣法第一二二号）

要旨

本案は、最近における我が国の運輸行政をめぐる国際的な諸情勢の推移等にかんがみ、運輸行政の強力な推進を図

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、御報告

るため、運輸省にその所管行政に関する重要な政策の企画立案及び実施に関する事務を総括整理する運輸審議官を設置しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして御報告申し上げます。

本法律案は、最近における我が国の運輸行政をめぐる国際的な諸情勢の推移等にかんがみ、運輸行政の強力な推進を図るため、運輸省にその所管行政に関する重要な政策の企画立案及び実施に関する事務を総括整理する運輸審議官を設置しようとするものであります。

委員会におきましては、運輸審議官の職務の内容、運輸行政にかかる国際交渉の現状、運輸省の組織の再編成等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川理事より反対の旨の意見が述べられました。次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案（閣法第六五号）

要旨

本法律案は、民間における退職金の実情等にかんがみ、長期勤続者に対する退職手当の特例に関する規定を整備するとともに、通勤による傷病に係る退職手当の取扱いを改善しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、職員が通勤による傷病により退職した場合に適用される退職手当の支給率を通勤による死亡により退職した場合と同等の水準に引き上げる。

二、職員が通勤による傷病により休職にされた場合の休職期間については、退職手当支給の基礎となる在職期間の計算にあたり、当該休職期間の二分の一の期間の除算を行うことなく、全期間を在職期間に通算する。

三、勤続期間が二十年以上で、定年、勵奨等の理由により退職した長期勤続者については、現在、昭和四十七年十二月一日の在職者に対し、退職手当の割増措置が講じられているが、その翌日以降新たに職員となつた者に対しても同様の措置を講ずる。

四、本法律は、公布の日から施行する。ただし、通勤による傷病に係る退職手当の取扱いに関する改正規定は、平成三年四月一日以後の退職に係る退職手当について適用する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、御報告申し上げます。

本法律案は、民間における退職金の実情等にかんがみ、長期勤続者に対する退職手当の特例に関する規定を整備するとともに、通勤による傷病に係る退職手当の取扱いを改善しようとするものであります。

委員会におきましては、退職手当の官民比較のあり方、公務災害及び通勤災害の実態、退職公務員の生活状況等について質疑を行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律案（閣法第七五号）

要旨

本法律案は、平成元年十二月一十日に臨時行政改革推進審議会が行つた国と地方の関係等に関する答申の具体化を推進するとともに許可認可等臨時措置法を廃止し、同法の実効性を有している部分を恒久化するための関係法律の整備を行うものである。

これらの措置はいずれも、改革の趣旨、目的に統一性、共通性があることから三十三法律にわたる改正と一法律の廃止とを一括法案として取りまとめたもので、その主な内容は次のとおりである。

一、権限委譲等に関する事項（二十一法律）

1　国から地方への権限委譲を実施するため森林法等五法律の一部改正を行う。

2　許可認可等臨時措置法を廃止し、実効性を有していける権限委譲の措置について恒久化を図るため民法等十五法律の一部改正を行う。

二、国の関与・必置規制の廃止・緩和等に関する事項（十 三法律）

国の関与の緩和等を図るため学校教育法等十三法律の一部改正を行う。

三、本法律は、一部を除き公布の日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして御報告申し上げます。

本法律案は、平成元年十二月に臨時行政改革推進審議会が行いました。

国と地方の関係等に関する答申を具体化するため、森林法等十八法律の一部改正を行いますとともに許可認可等臨時措置法を廃止し、同法の実効性を有している部分を恒久化するため、民法等十五法律の一部改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、行改審答申に対する政府の基本姿勢、国と地方の機能分担のあり方、国から地方への権限委譲の実態等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終りましたところ、日本共産党の吉川理事より、本法律案のうち、農地法等六法律の一部改正に係わる条文の削除を内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党の吉岡委員より修正案に賛成、原案に反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、六項目からなる附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。